Ⅶ　条例・規則

１　三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例

		平成５年３月 31 日条例第８号
改正	平成９年３月 13 日条例第１号	平成９年３月 31 日条例第４号
	平成 10 年３月 16 日条例第 10 号	平成 12 年３月 30 日条例第 17 号
	平成 14 年３月 29 日条例第 16 号	平成 15 年３月 11 日条例第４号
	平成 20 年 12 月 26 日条例第 40 号	平成 24 年６月 29 日条例第 22 号
	平成 24 年 10 月 10 日条例第 26 号	平成 24 年 12 月 27 日条例第 41 号
	令和元年９月 10 日条例第９号	令和２年 12 月 23 日条例第 25 号

三鷹市廃棄物の処理および清掃に関する条例（昭和 47 年三鷹市条例第 32 号）の全部を改正する。

目次

第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　市長の基本的責務等（第３条・第４条）
第３章　事業者の基本的責務（第５条）
第４章　市民の基本的責務（第６条）
第５章　廃棄物の減量及び再利用等（第７条―第 15 条）
第６章　適正処理困難物の抑制（第 16 条―第 18 条）
第７章　一般廃棄物の適正処理等（第 19 条―第 31 条）
第８章　一般廃棄物処理手数料（第 32 条―第 34 条）
第９章　一般廃棄物処理業（第 35 条―第 41 条）
第 10 章　浄化槽清掃業（第 42 条―第 45 条）
第 11 章　地域の生活環境（第 46 条―第 48 条の２）
第 12 章　雑則（第 49 条―第 51 条）
第 13 章　罰則（第 52 条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて生活環境を清潔にすることによって、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、地球環境の保全を基調とした資源循環型社会を構築するまちづくりを行い、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

一部改正〔平成 12 年条例 17 号〕

（定義）

第２条　この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）の例による。

２　この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　家庭系廃棄物　一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。

（２）　事業系廃棄物　事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。

（３）　事業系一般廃棄物　事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

（４） 再利用　活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。

（５） 資源物　市長が行う廃棄物の収集において、再利用を目的として分別して収集する物をいう。

一部改正〔平成 20 年条例 40 号〕

第２章　市長の基本的責務等

（市長の基本的責務）

第３条　市長は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

２　市長は、廃棄物の処理及び再利用の促進に関する事業の実施に当たっては、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

３　市長は、再利用等による廃棄物の減量及び廃棄物の適正な処理に関する市民の自主的な活動を支援するよう努めなければならない。

４　市長は、第１項の責務を果たすため、廃棄物の減量及び適正な処理に関する市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

（指導又は助言）

第４条　市長は、再利用の促進等による廃棄物の減量及び廃棄物の適正な処理に関し、必要と認めるときは、市民及び事業者に対し、指導又は助言を行うことができる。

第３章　事業者の基本的責務

第５条　事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により、廃棄物を減量しなければならない。

２　事業者は、物の製造、加工、流通、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物になった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

３　事業者は、物の製造、加工、流通、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物になった場合は、その回収に努めなければならない。

４　事業者は、その事業系廃棄物を単独に又は他の事業者と共同して、自らの責任において適正にこれを処理しなければならない。

５　事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理の確保等に関し、市の施策に協力しなければならない。

第４章　市民の基本的責務

第６条　市民は、家庭系廃棄物の発生を抑制し、再生品の使用、不用品の活用等により再利用を図り、その生じた家庭系廃棄物をなるべく自ら処理すること等により、家庭系廃棄物の減量に努めなければならない。

２　市民は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し、市の施策に協力しなければならない。

一部改正〔平成 20 年条例 40 号〕

第５章　廃棄物の減量及び再利用等

（市長の減量義務）

第７条　市長は、資源物の分別収集、廃棄物の処理施設での資源の回収等を行うとともに、物品の調達に当たっては、再生品を使用する等により、自ら再利用等による廃棄物の減量に努めなければならない。

（再利用に関する計画）

第８条　市長は、再利用等による廃棄物の減量を促進するため、再利用に関する計画を定めるものとする。

（事業者の減量義務）

第９条　事業者は、物の製造、加工、流通、販売等に際して、長期的に使用可能な製品の開発、製品の修理体制の確保等廃棄物の発生の抑制に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

２　事業者は、再利用の可能な物の分別の徹底を図る等再利用を促進するために必要な措置を講ずる等により、その事業系廃棄物を減量しなければならない。

３　事業者は、物の製造、加工、流通、販売等に際して、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成３年法律第 48 号）第２条第４項に規定する再生資源をいう。）及び再生品を利用するよう努めなければならない。

一部改正〔平成 14 年条例 16 号〕

（事業用大規模建築物の所有者等の義務）

第 10 条　事業用の大規模建築物で規則で定めるもの（以下「事業用大規模建築物」という。）の所有者は、市長の指導に従い、再利用を促進する等により、当該建築物から排出される事業系廃棄物を減量しなければならない。

２　事業用大規模建築物の所有者は、当該建築物から排出される事業系廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を担当させるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、その旨を市長に届け出なければならない。

３　事業用大規模建築物の所有者は、規則で定めるところにより、廃棄物の減量及び再利用に関する計画を作成し、当該計画書を市長に提出しなければならない。

４　事業用大規模建築物の所有者は、当該建築物又は敷地内に、規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

５　事業用大規模建築物の占有者は、当該建築物から生ずる事業系廃棄物の減量に関し、当該建築物の所有者に協力しなければならない。

６　事業用大規模建築物を建設しようとする者（以下「事業用大規模建築物の建設者」という。）は、当該建築物又は敷地内に、規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置しなければならない。この場合において、事業用大規模建築物の建設者は、当該保管場所について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

（改善勧告等）

第 11 条　市長は、事業用大規模建築物の所有者が前条第１項から第３項までのいずれかの規定に違反していると認めるとき、又は事業用大規模建築物の建設者が同条第６項の規定に違反していると認めるときは、当該事業用大規模建築物の所有者又は当該事業用大規模建築物の建設者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

（公表）

第 12 条　市長は、前条に規定する勧告を受けた事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者が、その勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

２　市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表をされるべき者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

一部改正〔平成９年条例４号〕

（受入拒否）

第 13 条　市長は、事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者が前条第１項の規定による公表をされた後において、なお、第 11 条に規定する勧告に係る措置をとらなかったときは、当該建築物から排出される事業系廃棄物の市長の指定する処理施設への受入れを拒否することができる。

（市民の自主的行動）

第 14 条　市民は、資源物の分別を行うとともに、集団回収等の再利用を促進するための市民の自主的な活動に参加し、協力する等により、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。

（商品の選択等）

第 15 条　市民は、商品を選択するに際しては、当該商品の内容及び包装、容器等の材質等を自ら判断し、廃棄物の減量及び環境の保全に配慮した商品を選択するよう努めなければならない。

２　市民は、商品の購入に伴い、不要となる物品がある場合には、事業者に対して下取り等を求めるよう努めなければならない。

第６章　適正処理困難物の抑制

（処理困難性の自己評価等）

第16条　事業者は、物の製造、加工、流通、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

（適正処理困難物の製造等の抑制）

第17条　事業者は、その製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難になる物（以下「適正処理困難物」という。）については、その製造、加工、流通、販売等を自ら抑制しなければならない。

（事業者の下取り等の回収義務等）

第18条　市長は、適正処理困難物を指定し、これを公表することができる。

２　前項に規定する適正処理困難物の製造、加工、流通、販売等を行う事業者は、自らの責任においてその適正処理困難物を下取り等により回収しなければならない。

３　市民は、前項に規定する事業者が適正処理困難物を回収しようとするときは、これに協力しなければならない。

４　市長は、第２項に規定する事業者が適正処理困難物を回収しないと認めるときは、その事業者に対し、期限を定めて、回収するよう命ずることができる。

５　前項の規定により命ぜられた回収について事業者がこれを履行しない場合は、市長は、自ら当該適正処理困難物を回収し、又は第三者をしてこれを回収させ、その費用を当該事業者から徴収することができる。

一部改正〔平成９年条例４号〕

第７章　一般廃棄物の適正処理等

（家庭系廃棄物の処理）

第19条　市長は、自らの責任において家庭系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。

２　家庭系廃棄物を市長の指定する処理施設に運搬しようとする者は、規則で定める基準に従わなければならない。

一部改正〔平成15年条例４号・20年40号〕

（事業系廃棄物の処理）

第20条　事業者は、事業系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、若しくは処分し、又は廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分を業として行うことのできる者に運搬させ、若しくは処分させなければならない。

（一般廃棄物処理計画）

第21条　市長は、法第６条の規定により一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定め、これを告示するものとする。

２　市長は、一般廃棄物処理計画に重要な変更があったときは、その都度告示するものとする。

一部改正〔平成24年条例22号〕

（一般廃棄物の処理）

第22条　市長は、一般廃棄物処理計画に従い、家庭系廃棄物を処理しなければならない。

２　市長は、家庭系廃棄物の収集、運搬及び処分に支障がないと認めるときは、事業系一般廃棄物の収集、運搬及び処分を行うものとする。

３　前２項に規定する一般廃棄物の収集、運搬及び処分の基準は、規則で定める。

一部改正〔平成 20 年条例 40 号・24 年 22 号〕

（計画遵守義務）

第 23 条　土地又は建物の占有者（占有者がない場合は、管理者とする。以下「占有者」という。）は、その土地又は建物内の家庭系廃棄物及び資源物を種類ごとに分別し、所定の場所に持ち出す等一般廃棄物処理計画に従わなければならない。

２　占有者は、家庭系廃棄物を収納する袋等について、廃棄物が飛散し、流出し、及びその悪臭が発生しないようにするとともに、家庭系廃棄物を持ち出しておく所定の場所を常に清潔にしておかなければならない。

一部改正〔平成 20 年条例 40 号・24 年 22 号〕

（家庭系廃棄物及び事業系一般廃棄物の排出方法）

第 23 条の２　占有者は、市長が収集、運搬及び処分を行う家庭系廃棄物（粗大ごみ、し尿及び資源物を除く。）を排出するときは、市長が指定する収集袋（以下「指定収集袋」という。）を使用しなければならない。

２　事業者は、市長が収集、運搬及び処分を行う事業系一般廃棄物（粗大ごみ及びし尿を除く。）を排出するときは、指定収集袋を使用しなければならない。

３　前２項の規定により難いと市長が認めるとき、又は臨時に排出するときは、占有者及び事業者は、市長の指示に従わなければならない。

全部改正〔平成 20 年条例 40 号〕

（収集又は運搬の禁止等）

第 23 条の３　市長及び市長が指定する者以外の者は、一般廃棄物処理計画で定める所定の場所に置かれた廃棄物のうち、規則で定める資源物を収集し、又は運搬してはならない。

２　市長は、前項の規定に違反する行為をした者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。

３　市長は、前項の規定による命令を受けた者が、その命令に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

４　第 12 条第２項の規定は、前項の規定による公表について準用する。

追加〔平成 24 年条例 22 号〕

（三鷹市行政手続条例の適用除外）

第 23 条の４　前条第２項の規定による命令については、三鷹市行政手続条例（平成９年三鷹市条例第４号）第３章の規定は適用しない。

追加〔平成 24 年条例 22 号〕

（排出禁止物）

第 24 条　占有者は、市長が行う家庭系廃棄物の収集に際して、次に掲げる家庭系廃棄物を排出してはならない。

（１）　有毒性の物

（２）　危険性のある物

（３）　引火性及び爆発性のある物

（４）　著しく悪臭を発する物

（５）　容積又は重量の著しく大きい物

（６）　特別管理一般廃棄物に指定されている物

（７） 前各号に掲げるもののほか、家庭系廃棄物の処理を著しく困難にし、又は家庭系廃棄物の処理施設機能に支障が生ずる物

２ 占有者は、前項各号に掲げる家庭系廃棄物を処理しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

一部改正〔平成 20 年条例 40 号〕

（動物の死体）

第 25 条 犬、猫その他の動物の飼育者は、その飼育した動物の死体を自らの責任において処理しなければならない。

２ 市長は、飼育者が不明な動物の死体の処理について市民から申出があった場合は、速やかにこれを処理しなければならない。

一部改正〔平成 12 年条例 17 号〕

（改善勧告等）

第 26 条 市長は、占有者が第 23 条の規定に違反していると認めるときは、その占有者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

（収集拒否）

第 27 条 市長は、占有者が前条に規定する勧告に係る措置をとらなかったときは、その措置の不履行の期間中、当該家庭系廃棄物の収集を拒否することができる。

一部改正〔平成 20 年条例 40 号〕

（事業者の処理）

第 28 条 市長は、規則で定める量の事業系一般廃棄物を排出する事業者に対し、それらを処理するよう命ずることができる。

２ 事業者は、その事業系一般廃棄物を自ら処理するときは、第 22 条第３項に規定する規則で定める収集、運搬及び処分の基準に従わなければならない。

（事業系一般廃棄物の受入拒否）

第 29 条 事業者（事業者から運搬の委託を受けた者を含む。）は、事業系一般廃棄物を市長の指定する処理施設に運搬する場合には、規則で定める基準に従わなければならない。

２ 市長は、前項の事業者が同項に定める受入基準に従わない場合には、当該事業系一般廃棄物の受入れを拒否することができる。

（準用）

第 30 条 第 22 条第１項、第 23 条、第 24 条及び第 26 条の規定は、事業系一般廃棄物の処理について準用する。

（大規模建築物の廃棄物の保管場所等の設置）

第 31 条 規則で定める大規模建築物を建設しようとする者（以下「建設者」という。）は、その建築物又は敷地内に廃棄物の保管場所及び保管設備（以下「保管場所等」という。）を設置しなければならない。この場合において、建設者は、当該保管場所等について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

２ 前項に規定する保管場所等は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。

３ 市長は、第１項に規定する保管場所等について、建設者が前２項の規定に違反すると認めるときは、当該建設者に対し、期限を定めて、保管場所等の設置その他必要な措置を命ずることができる。

第８章 一般廃棄物処理手数料

（一般廃棄物処理手数料）

第32条　市長は、家庭系廃棄物（資源物を除く。）を排出する占有者又は事業系一般廃棄物（資源物を除く。）を排出する事業者から、別表に定める一般廃棄物処理手数料を徴収する。ただし、事業者が事業系一般廃棄物を資源物として排出するときは、規則で定める基準により一般廃棄物処理手数料を徴収することができる。

２　既に納付した一般廃棄物処理手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

全部改正〔平成12年条例17号〕、一部改正〔平成15年条例４号・20年40号〕

（指定収集袋の交付）

第32条の２　市長は、前条第１項に規定する一般廃棄物処理手数料（第23条の２第１項又は第２項の規定により排出する廃棄物に係るものに限る。）をあらかじめ納付した者又は第34条の規定により当該一般廃棄物処理手数料を減免した者に、規則で定める場合を除き、指定収集袋を交付する。

２　指定収集袋に関し必要な事項は、規則で定める。

追加〔平成12年条例17号〕、一部改正〔平成20年条例40号〕

（手数料の算定）

第33条　市長は、第32条第１項に規定する一般廃棄物処理手数料について、その廃棄物の重量を基準にして算定することが著しく実情に合わないと認めるときは、規則で定めるところにより、重量以外の基準により算定することができる。

一部改正〔平成12年条例17号・15年４号〕

（手数料の減免）

第34条　市長は、天災その他福祉的な考慮等特別の理由があると認めるときは、第32条第１項に規定する一般廃棄物処理手数料を減免することができる。

一部改正〔平成15年条例４号・20年40号〕

第９章　一般廃棄物処理業

（業の許可）

第35条　一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他規則で定める者については、この限りでない。

２　一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を処分する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者その他規則で定める者については、この限りでない。

３　市長は、前２項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、前２項の許可をしてはならない。

（１）　市長による一般廃棄物の収集、運搬又は処分が困難であること。

（２）　その申請の内容が、一般廃棄物処理計画に適合するものであること。

（３）　その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして規則で定める基準に適合するものであること。

（４）　申請者（申請者が法人であるときは、その業務を行う役員を含む。）が次のいずれにも該当しないこと。

ア　法第７条第５項第４号イからルまでのいずれかに該当する者

イ　この条例の規定により許可を取り消され、その取消しの日から５年を経過しない者

ウ　その他規則で定める者

４　第１項又は第２項の許可は、２年を下らない規則で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

５　第１項又は第２項の許可には、一般廃棄物の収集を行うことができる区域を定め、又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

６　市長は、第１項又は第２項の規定により許可をしたときは、許可証を交付する。

一部改正〔平成 10 年条例 10 号・12 年 17 号・20 年 40 号・24 年 22 号〕

（業の変更の許可）

第 36 条　前条第１項の規定により許可を受けた者（以下「一般廃棄物収集運搬業者」という。）又は同条第２項の規定により許可を受けた者（以下「一般廃棄物処分業者」という。）は、その一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

２　前条第３項及び第５項の規定は、前項の許可について準用する。

（処理基準）

第 37 条　一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、第 22 条第３項に規定する規則で定める基準に従い、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。

（遵守義務）

第 38 条　一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）　許可証を事業所等の見やすい場所に掲示すること。

（２）　許可証を他人に譲渡し、又は貸与しないこと。

（３）　自己の名義をもって、他人にその営業をさせないこと。

（許可の取消し等）

第 39 条　市長は、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は期間を定めて、その事業の全部若しくは一部の停止若しくは市長の指定する処理施設への搬入の停止を命ずることができる。

（１）　この条例若しくはこの条例に基づく処分に違反する行為（以下この号において「違反行為」という。）をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。

（２）　その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第 35 条第３項第３号に規定する基準に適合しなくなったとき。

（３）　第 35 条第３項第４号アからウまでのいずれかに該当するに至ったとき。

（４）　第 35 条第５項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。

一部改正〔平成９年条例４号・14 年 16 号・24 年 22 号〕

（許可証の再交付）

第 40 条　一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、許可証を紛失し、又はき損したときは、規則で定めるところにより、直ちに市長に届け出て再交付を受けなければならない。

（許可申請手数料）

第 41 条　次の各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料を申請の際に納入しなければならない。

（１）　一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者　10,000 円

（２）　一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者　10,000 円

（３）　一般廃棄物収集運搬業者で、その事業の範囲の変更の許可を受けようとする者　10,000 円

（４）　一般廃棄物処分業者で、その事業の範囲の変更の許可を受けようとする者　10,000 円

（５）　許可証の再交付を受けようとする者　3,000 円

第10章　浄化槽清掃業

（浄化槽清掃業の許可）

第42条　浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第1項の規定により、浄化槽清掃を業として行おうとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

２　市長は、前項の規定により許可をしたときは、許可証を交付する。

（遵守義務）

第43条　前条第1項の規定により許可を受けた者（以下「浄化槽清掃業者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）　許可証を事業所等の見やすい場所に掲示すること。

（２）　許可証を他人に譲渡し、又は貸与しないこと。

（３）　自己の名義をもって、他人にその営業をさせないこと。

（許可証の再交付）

第44条　浄化槽清掃業者は、許可証を紛失し、又はき損したときは、規則で定めるところにより、直ちに市長に届け出て再交付を受けなければならない。

（許可申請手数料）

第45条　次の各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料を申請の際に納入しなければならない。

（１）　浄化槽清掃業の許可を受けようとする者　10,000円

（２）　許可証の再交付を受けようとする者　3,000円

第11章　地域の生活環境

（清潔の保持）

第46条　占有者は、土地又は建物及びそれらの周囲を常に清潔にし、臭気の発散、病害虫の発生等により近隣に迷惑をかけることのないよう、相互に協力して地域の生活環境を保全するよう努めなければならない。

２　何人も、公園、広場、道路、河川その他の公共の場所を汚してはならない。

３　公共の場所において、宣伝物、印刷物その他の物を配布し、又は配布させた者は、散乱した物を速やかに清掃しなければならない。

４　土木工事、建築工事その他の工事を行う者は、工事に伴って生じた土砂、がれき、廃材等を適正に管理して、公共の場所に土砂等が飛散したり、流出したりしないようにしなければならない。

一部改正〔平成12年条例17号〕

（公共の場所の管理者の責務）

第47条　前条第2項に規定する公共の場所の管理者は、その管理する場所を清潔に保ち、かつ、みだりに廃棄物が捨てられないように適正に管理しなければならない。

（吸い殻、空き缶等の投げ捨て防止）

第47条の2　何人も、みだりに吸い殻、チューインガムのかみかす、空き缶、空き瓶等の投げ捨てを行ってはならない。

２　缶入り、瓶詰等の飲料を製造し、又は販売する事業者は、空き缶、空き瓶等の回収のための容器を設置するなど、空き缶、空き瓶等の投げ捨て防止に努めなければならない。

追加〔平成12年条例17号〕

（指導、助言等）

第47条の3　市長は、第46条及び前条の規定に違反した者に対し、必要な措置をとるよう指導、助言又は勧告を行うことができる。

追加〔平成12年条例17号〕

（空き地の管理等）

第48条　空き地の所有者、管理者及び占有者（以下「所有者等」という。）は、犯罪若しくは火災の発生又は害虫等による非衛生状態の発生を防止するため、繁茂した雑草等を除去し、適正に管理しなければならない。

２　所有者等は、付近住民の生活環境を損なうことを防止するため、その空き地にみだりに廃棄物が捨てられないように、その周囲に囲いを設ける等不法投棄を防止する措置を講ずるよう努めなければならない。

３　所有者等は、その空き地に廃棄物が捨てられ、廃棄者の特定と処理が困難な場合は、その廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

４　所有者等は、その空き地を物置場として利用している場合は、その置いている資材、薬品、廃棄物等が原因で事故が発生しないように適正に管理しなければならない。

５　市長は、空き地が危険な状態になると判断するときは、その空き地の雑草等の措置について、その所有者等に対し、必要な指導又は助言を行わなければならない。

全部改正〔平成12年条例17号〕

（勧告、命令等）

第48条の２　市長は、前条第１項の規定に違反して、その空き地の付近住民の生活環境を著しく害していると認めるときは、所有者等に対し、その空き地の雑草等を除去し、又は刈り取ることを勧告し、又は命ずることができる。

２　市長は、前項の命令を受けた者が、これを履行しないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の規定により、自ら所有者等のなすべき行為を行い、又は第三者にこれを行わせ、その費用を当該所有者等から徴収することができる。

追加〔平成12年条例17号〕

第12章　雑則

（報告の徴収）

第49条　市長は、法第18条及び浄化槽法第53条第１項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、占有者その他の関係者に対し、必要な報告を求めることができる。

一部改正〔平成20年条例40号〕

（立入検査）

第50条　市長は、法第19条第１項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の減量及び処理並びに空き地の管理に関し、必要な帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

一部改正〔平成12年条例17号〕

（技術管理者の資格）

第50条の２　法第21条第３項の規定による条例で定める技術管理者の資格は、規則で定める。

追加〔平成24年条例26号〕

（委任）

第51条　この条例に規定するもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

第13章　罰則

追加〔平成24年条例22号〕

（罰則）

第52条　第23条の３第２項の規定による命令に違反した者は、200,000円以下の罰金に処する。

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の罰金刑を科する。

追加〔平成24年条例22号〕

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成５年７月１日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の三鷹市廃棄物の処理および清掃に関する条例（以下「旧条例」という。）第13条第１項の許可で次の表の左欄に掲げるものを受けている者は、この条例の施行の日にそれぞれ同表の右欄に掲げるこの条例（以下同表において「新条例」という。）第35条第１項又は第42条第１項の許可を受けている者とみなす。

一般廃棄物の収集又は運搬のみの業に係る旧条例第13条第１項の許可	新条例第35条第１項の許可
浄化槽清掃業に係る旧条例第13条第１項の許可	新条例第42条第１項の許可

3　この条例の施行の際、現に旧条例の規定によりされている申請で、前項の表の左欄に掲げる許可に係るものは、それぞれ同表の右欄に掲げる許可に係る申請とみなす。

4　前２項に規定する場合のほか、この条例の施行前に旧条例の規定によってした処分、手続その他の行為は、この条例中にこれに相当する規定があるときは、この条例の規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

附　則（平成９年３月13日条例第１号）

この条例は、平成９年４月１日から施行する。

附　則（平成９年３月31日条例第４号抄）

（施行期日）

1　この条例は、平成９年４月１日から施行する。

附　則（平成10年３月16日条例第10号）

この条例は、平成10年４月１日から施行する。

附　則（平成12年３月30日条例第17号）

1　この条例は、平成12年４月１日から施行する。ただし、第23条の次に１条を加える改正規定、第32条の改正規定、第32条の次に１条を加える改正規定及び別表の改正規定は、平成12年８月１日から施行する。

2　この条例による改正後の三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第23条の２、第32条、第32条の２及び別表の規定は、平成12年９月１日（以下「適用日」という。）以後に収集、運搬及び処分を行う事業系一般廃棄物の排出について適用し、適用日前に収集、運搬及び処分を行う事業系一般廃棄物の排出については、なお従前の例による。

附　則（平成14年３月29日条例第16号）

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成14年10月１日から施行する。

2　この条例による改正後の三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例別表（粗大ごみに係る部分に限る。）の規定は、平成14年10月１日以後に処理の申込みのあった粗大ごみの排出について適用し、同日前に処理の申込みのあった粗大ごみの排出については、なお従前の例による。

附　則（平成15年３月11日条例第４号）

1　この条例は、平成15年４月１日から施行する。

２　解散前の武蔵野三鷹地区保健衛生組合が有していた一般廃棄物の処分の手数料に係る債権（武蔵野三鷹地区保健衛生組合立第１処理場に係るものに限る。）で、三鷹市に譲与されたものについては、この条例による改正後の三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例別表４の項に規定する一般廃棄物処理手数料の徴収の例により徴収する。

附　則（平成 20 年 12 月 26 日条例第 40 号）

この条例は、平成 21 年 10 月１日から施行する。

附　則（平成 24 年６月 29 日条例第 22 号）

この条例は、平成 24 年 10 月１日から施行する。

附　則（平成 24 年 10 月 10 日条例第 26 号）

この条例中第１条の規定（第 50 条の次に１条を加える改正規定に限る。）は公布の日から、第１条の規定（第 50 条の次に１条を加える改正規定を除く。）は規則で定める日から、第２条の規定は平成 25 年４月１日から施行する。

附　則（平成 24 年 12 月 27 日条例第 41 号）

１　この条例は、平成 25 年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

２　この条例による改正後の三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例別表（粗大ごみに係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に処理の申込みのあった粗大ごみの排出について適用し、施行日前に処理の申込みのあった粗大ごみの排出については、なお従前の例による。

附　則（令和元年９月 10 日条例第９号）

この条例は、令和元年 12 月 14 日から施行する。

附　則（令和２年 12 月 23 日条例 25 号）

（施行期日）

１　この条例は、令和３年 10 月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例別表の規定は、施行日以後に処理の申込みのあった家庭系廃棄物の排出について適用し、施行日前に処理の申込みのあった家庭系廃棄物の排出については、なお従前の例による。

別表（第 32 条関係）

一般廃棄物処理手数料

<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th>手数料</th></tr>
<tr><td colspan="2">１　家庭系廃棄物を指定収集袋により排出する占有者</td><td>ミニ袋（５リットル相当）　１袋につき９円
Ｓ袋（10 リットル相当）　１袋につき 18 円
Ｍ袋（20 リットル相当）　１袋につき 37 円
Ｌ袋（40 リットル相当）　１袋につき 75 円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">２　家庭系廃棄物（し尿を除く。）を指定収集袋によらず排出する占有者</td><td>粗大ごみ</td><td>１品につき 3,000 円を限度として、品目別に規則で定める額</td></tr>
<tr><td>臨時のごみ（粗大ごみを除く。）</td><td>１キログラムにつき　50 円</td></tr>
<tr><td colspan="2">３　事業系一般廃棄物（粗大ごみ及びし尿を除く。）を排出する事業者</td><td>１キログラムにつき　50 円
指定収集袋を使用して排出するときは、指定収集袋の容量に応じて規則で定める額</td></tr>
</table>

4　し尿を排出する占有者又は事業者	（1）水洗化未実施世帯	1便槽1回につき	1,500円
	（2）仮設トイレ	1便槽1回につき	10,000円

全部改正〔平成20年条例40号〕、一部改正〔平成24年条例26号・41号〕

2　三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則

平成5年6月23日規則第16号

改正　平成6年7月19日規則第30号　平成9年6月27日規則第22号
平成10年3月20日規則第7号　平成12年3月31日規則第21号
平成12年6月30日規則第55号　平成12年12月20日規則第73号
平成13年3月26日規則第8号　平成13年10月15日規則第39号
平成13年11月5日規則第42号　平成14年5月22日規則第44号
平成15年3月26日規則第9号　平成15年9月29日規則第46号
平成16年9月16日規則第45号　平成17年3月31日規則第10号
平成18年9月14日規則第63号　平成20年10月1日規則第37号
平成21年3月31日規則第9号　平成22年9月15日規則第37号
平成24年7月31日規則第27号　平成24年10月10日規則第31号
平成27年3月23日規則第13号　平成28年3月31日規則第36号
令和2年9月4日規則第51号　令和2年12月23日規則第64号
令和3年9月29日規則第39号　令和5年9月29日規則第54号

三鷹市廃棄物の処理および清掃に関する条例施行規則（昭和47年三鷹市規則第25号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条　この規則は、三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成5年三鷹市条例第8号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条　この規則における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、浄化槽法（昭和58年法律第43号）及び条例の例による。

（再利用に関する計画）

第3条　条例第8条に規定する再利用に関する計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

（1）　再利用の基本方針に関する事項
（2）　再利用促進のための方策に関する事項
（3）　資源物の発生量及び再利用量の見込みに関する事項
（4）　再利用のための施設整備に関する事項
（5）　再利用促進のための教育に関する事項
（6）　その他再利用に関し必要な事項

（事業用大規模建築物）

第4条　条例第10条第1項に規定する規則で定める事業用の大規模建築物（以下「事業用大規模建築物」という。）は、事業用途に供する延べ床面積が3,000平方メートル以上の建築物又は同一事業所からの事業系廃棄物の排出量が年間50トンを超えるものとする。

（廃棄物管理責任者）

第５条　事業用大規模建築物の所有者は、条例第 10 条第２項の規定により、当該建築物から排出される事業系廃棄物を管理することのできる者のうちから廃棄物管理責任者を１人選任し、選任の日から 30 日以内に廃棄物管理責任者選任（解任）届（様式第１号）により市長に届け出なければならない。

２　事業用大規模建築物の所有者は、前項の届出に変更があったときは、その事実が生じた日から 30 日以内に廃棄物管理責任者選任（解任）届により市長に届け出なければならない。

（事業用大規模建築物における廃棄物の減量及び再利用計画）

第６条　事業用大規模建築物の所有者は、条例第 10 条第３項の規定により、事業用大規模建築物における廃棄物の減量及び再利用計画書（様式第２号）を毎年４月１日現在で作成し、５月末日までに市長に提出しなければならない。

一部改正〔平成 12 年規則 21 号〕

（再利用対象物の保管場所の設置基準等）

第７条　条例第 10 条第４項及び第６項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

（１）　廃棄物の保管場所を明確に区分し、再利用の対象となる物（以下「再利用対象物」という。）に廃棄物が混入しないようにすること。

（２）　再利用対象物を十分かつ適切に収納できるものであること。

（３）　再利用対象物を品目別に分別して保管できるものであること。

（４）　搬入、搬出等の作業が容易にできるものであること。

（５）　保管場所には、再利用対象物の種類その他注意事項を表示すること。

２　事業用大規模建築物を建設しようとする者は、条例第 10 条第６項の規定により、再利用対象物の保管場所の設置について、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第６条第１項の規定による当該建築物の確認の申請の前までに再利用対象物保管場所設置届（様式第３号）を市長に届け出なければならない。

（適正処理困難物の指定等）

第８条　市長は、条例第 18 条第１項の規定により適正処理困難物を指定する場合は、あらかじめ他の地方公共団体等と協議するものとする。

２　市長は、適正処理困難物を指定した場合は、これを市民に明らかにするとともに、適正処理困難物の製造、加工、流通、販売等を行う事業者に通知するものとする。

（家庭系廃棄物の運搬許可）

第９条　条例第 19 条第２項に規定する家庭系廃棄物を市長が指定する処理施設へ運搬しようとする者は、廃棄物運搬許可申請書（様式第４号）を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

一部改正〔平成 15 年規則９号・21 年９号〕

（家庭系廃棄物の受入基準）

第 10 条　条例第 19 条第２項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

（１）　一般廃棄物処理計画に適合したものであること。

（２）　一般廃棄物の処理施設に支障をきたさないものであること。

（３）　再利用の対象となる物の混入がないものであること。

一部改正〔平成 21 年規則９号〕

（粗大ごみ又は臨時のごみの処理の申込み）

第 11 条　家庭系廃棄物のうち、粗大ごみ又は臨時のごみの処理を受けようとする者は、家庭系廃棄物処理申込書（様式第５号）の提出その他市長が定める方法により市長に申し込まなければならない。

２　粗大ごみは、別表第１に定めるもののほか、通常の収集に支障をきたす数量、重量、容積のある物で市長が指示するものとする。

３　臨時のごみは、災害時等で緊急に処理する必要がある家庭系廃棄物とする。

一部改正〔平成 20 年規則 37 号・21 年９号〕

（し尿の処理の申込み）

第 12 条　し尿の処理を受けようとする者は、し尿処理申込書（様式第６号）により市長に申し込まなければならない。

（一般廃棄物の収集、運搬及び処分の基準）

第 13 条　条例第 22 条第３項に規定する規則で定める基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第３条の規定による。

（収集又は運搬の禁止の対象となる資源物）

第 13 条の２　条例第 23 条の３第１項に規定する規則で定める資源物は、次に掲げるものとする。

（１）　古紙（新聞、雑誌、雑紙及び段ボール）

（２）　缶

（３）　びん

（４）　古着類

追加〔平成 24 年規則 27 号〕

（収集又は運搬の禁止命令）

第 13 条の３　条例第 23 条の３第２項の規定による命令は、資源物収集・運搬禁止命令書（様式第６号の２）により行うものとする。

追加〔平成 24 年規則 27 号〕

（事業者に処理を命ずることのできる事業系一般廃棄物の量）

第 14 条　条例第 28 条第１項の規定により市長がその処理を命ずることのできる事業系一般廃棄物の量は、次のとおりとする。

（１）　１日の平均排出量　10 キログラム以上

（２）　１回の排出量　100 キログラム以上又は１立方メートル以上

一部改正〔平成 12 年規則 21 号〕

（準用）

第 15 条　第９条及び第 10 条の規定は、条例第 29 条第１項に規定する事業系一般廃棄物の市長の指定する処理施設への運搬及び受入基準について準用する。

（大規模建築物の廃棄物の保管場所等の設置）

第 16 条　条例第 31 条第１項に規定する規則で定める大規模建築物は、延べ床面積が 1,000 平方メートル以上のもの又は居住用のものであって計画戸数が 15 戸以上のものとする。

２　大規模建築物を建設しようとする者は、条例第 31 条第１項の規定により、廃棄物の保管場所及び保管設備（以下「保管場所等」という。）の設置について、建築基準法第６条第１項の規定による当該建築物の確認の申請の前までに廃棄物保管場所等設置届（様式第７号）を市長に提出しなければならない。

３　条例第 31 条第２項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

（１）　廃棄物を十分かつ適切に収納できるものであること。

（２）　廃棄物の収集に際し、支障なく搬入、搬出等の作業ができるものであること。

（３）　保管場所は、可燃ごみと不燃ごみが分別して置けるよう区分し、常に清潔を保持するための清掃等ができるようできるだけ水栓設備を設けること。

（４）　保管場所の管理責任者を明記すること。

（５）　保管場所には、一般廃棄物の種類その他注意事項を表示すること。

（粗大ごみの手数料）

第16条の2　条例別表粗大ごみの項に規定する品目別に規則で定める額は、別表第1のとおりとする。

追加〔平成14年規則44号〕、一部改正〔平成21年規則9号〕

（資源物に係る事業系一般廃棄物処理手数料の特例）

第16条の3　条例第32条第1項ただし書に規定する規則で定める基準は、第16条の5の表の不燃系資源物用の項及び可燃系資源物用の項に定めるところによる。

追加〔平成12年規則21号〕、一部改正〔平成13年規則42号・14年44号・15年9号〕

（一般廃棄物処理手数料の還付）

第16条の4　条例第32条第2項ただし書に規定する特別の理由は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

（1）　条例第23条の2第1項に規定する指定収集袋（以下「指定収集袋」という。）又は第18条第4項に規定する三鷹市粗大ごみ処理券を所有している占有者等が、市外に転出するとき。

（2）　前号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

2　前項の規定により一般廃棄物処理手数料の還付を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料還付請求書（様式第7号の2）を市長に提出しなければならない。

全部改正〔平成21年規則9号〕

（指定収集袋の種別等）

第16条の5　指定収集袋の種別及び用途は、次の表のとおりとする。

指定収集袋の種別			用途
家庭系廃棄物	可燃物、不燃物用	ミニ袋	5リットル相当の可燃物、不燃物排出用
		S袋	10リットル相当の可燃物、不燃物排出用
		M袋	20リットル相当の可燃物、不燃物排出用
		L袋	40リットル相当の可燃物、不燃物排出用
事業系一般廃棄物	可燃物、不燃物用	小袋	22.5リットル相当の可燃物、不燃物排出用
		大袋	45リットル相当の可燃物、不燃物排出用
	不燃系資源物用	小袋	22.5リットル相当の不燃系資源物排出用
		大袋	45リットル相当の不燃系資源物排出用
	可燃系資源物用	紙袋	可燃系資源物排出用

2　前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、指定収集袋の種別及び用途を別に定めることができる。

全部改正〔平成21年規則9号〕

（指定収集袋の交付方法等）

第16条の6　前条第1項に規定する指定収集袋の交付は、次の表の左欄に掲げる指定収集袋の種別ごとに、同表の中欄に掲げる額の一般廃棄物処理手数料を納付した者に同表の右欄に掲げる枚数を一組として行うものとする。

指定収集袋の種別			一般廃棄物処理手数料	一組の枚数
家庭系廃棄物	可燃物、不燃物用	ミニ袋	90円	10枚
		S袋	180円	10枚
		M袋	370円	10枚
		L袋	750円	10枚
事業系一般廃棄物	可燃物、不燃物用	小袋	1,300円	10枚

		大袋	2,600 円	10 枚
	不燃系資源物用	小袋	500 円	10 枚
		大袋	1,000 円	10 枚
	可燃系資源物用	紙袋	500 円	10 枚

２　前条第２項に規定する指定収集袋のうち、交付を要するものの交付の方法は、市長が別に定める。

３　条例第 32 条の２第１項に規定する規則で定める場合は、第 19 条第２号ウ又はエに該当する場合とする。

追加〔平成 21 年規則９号〕

（一般廃棄物処理手数料の算定基準の特例）

第 17 条　条例第 33 条に規定する重量以外の基準による場合は、１立方メートルを 100 キログラムに換算し、算定する。

（一般廃棄物処理手数料の徴収方法等）

第 18 条　一般廃棄物処理手数料（第 16 条の６第１項に規定する一般廃棄物処理手数料を除く。）は、収集の都度徴収する方法又は様式第８号に定める一般廃棄物処理手数料納入通知書（以下、「納入通知書」という。）の発付により徴収する。

２　一般廃棄物処理手数料を収集の都度徴収する場合において、当該手数料を徴収したときは、様式第８号による領収書を交付する。

３　一般廃棄物処理手数料を納入通知書により徴収する場合の納付期限は、当該納入通知書の発付の日から１月以内とする。

４　一般廃棄物処理手数料のうち条例別表粗大ごみの項に規定する手数料については、粗大ごみの処理を受けようとする者が当該手数料を納付したときは、三鷹市粗大ごみ処理券（様式第８号の２）を交付するものとする。

一部改正〔平成６年規則 30 号・９年 22 号・12 年 21 号・13 年 42 号・14 年 44 号・15 年９号・21 年９号〕

（一般廃棄物処理手数料の減免）

第 19 条　条例第 34 条の規定により市長が一般廃棄物処理手数料を減額し、又は免除することができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とし、それぞれ当該各号に掲げる額を減額し、又は免除する。

（１）　次に掲げる者が、一般廃棄物（家庭系廃棄物を指定収集袋により排出する場合を除く。）を排出する場合　免除

ア　天災、火災等の被害を受けた者

イ　生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護を受けている世帯

（２）　次に掲げる者が、家庭系廃棄物（指定収集袋により排出する場合又は市長が指示する方法により排出する場合に限る。）を排出する場合　免除（ただし、イに掲げる者については、別表第２の右欄に掲げる枚数を限度とする。）

ア　天災、火災等の被害を受けた者

イ　別表第２の左欄に掲げる世帯に属する者

ウ　育児、介護等に使用した紙おむつを排出する者

エ　枝木及び草葉を排出する者

オ　使用された乾電池、水銀を含む蛍光管、体温計、スプレー缶等の有害物を排出する者

カ　道路、公園その他公共的な施設等の清掃活動を行った自治会等の各種団体又は個人

（３）　その他市長が特別の理由があると認めた者　免除又は５割以内で市長が必要と認める額を減額

全部改正〔平成21年規則9号〕

（減免の申請等）

第19条の2　前条第1号の規定により一般廃棄物処理手数料の免除を受けようとする者又は同条第3号の規定により一般廃棄物（家庭系廃棄物を収集袋により排出する場合を除く。）に係る一般廃棄物処理手数料の減免を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料減免申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

2　前条第2号の規定により一般廃棄物処理手数料の免除を受けようとする者は、指定収集袋一般廃棄物処理手数料減免申請書（様式第10号の2）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

3　市長は、第1項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、減免することを承認したときは、一般廃棄物処理手数料減免承認通知書（様式第10号の3）を申請した者に通知するものとする。

4　市長は、第2項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、減免することを承認したときは、指定収集袋一般廃棄物処理手数料免除承認通知書兼指定収集袋引換券（様式第10号の4）を申請した者に交付し、かつ、同引換券と引換えに別表第2に定めるところにより指定収集袋を交付するものとする。

5　前項の規定により承認した場合において、当該申請が郵送等によるものである場合は、当該申請した者に対して、指定収集袋一般廃棄物処理手数料免除承認通知書（様式第10号の4の2）により通知し、及び別表第2に定める指定収集袋を交付するものとする。

6　前3項に規定する場合において、減免を承認しないことと決定したときは、一般廃棄物処理手数料減免不承認通知書（様式第10号の5）により当該申請者に通知するものとする。

7　第2項、第4項及び第5項の規定にかかわらず、前条第2号ウ、エ又はオに掲げる一般廃棄物処理手数料の免除については、申請等を省略することができる。

追加〔平成21年規則9号〕

（一般廃棄物収集運搬業の許可申請）

第20条　条例第35条第1項の規定により、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業許可申請書（様式第11号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1）　住民票の写し（法人にあっては、定款又は寄附行為及び登記簿謄本）

（2）　身分証明書（法人にあっては、代表者及びその業務を行う役員を含む。）

（3）　申請者（法人にあっては、その業務を行う役員を含む。）が条例第35条第3項第4号アからウまでに該当しない旨を記載した書類

（4）　その他市長が必要と認めるもの

2　条例第35条第1項ただし書に規定する規則で定める者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条で定める者とする。

一部改正〔平成12年規則21号〕

（一般廃棄物処分業の許可申請）

第21条　条例第35条第2項の規定により、一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処分業許可申請書（様式第12号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1）　住民票の写し（法人にあっては、定款又は寄附行為及び登記簿謄本）

（2）　身分証明書（法人にあっては、代表者及びその業務を行う役員を含む。）

（３） 申請者（法人にあっては、その業務を行う役員を含む。）が条例第 35 条第３項第４号アからウまでに該当しない旨を記載した書類

（４） その他市長が必要と認めるもの

２ 条例第 35 条第２項ただし書に規定する規則で定める者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第２条の２で定める者とする。

一部改正〔平成 12 年規則 21 号〕

（一般廃棄物処理業の許可基準）

第 22 条 条例第 35 条第３項第３号（条例第 36 条第２項において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める基準は、一般廃棄物収集運搬業にあっては廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第２条の２各号に、一般廃棄物処分業にあっては同施行規則第２条の４各号に規定するもののほか、次のとおりとする。

（１） 一般廃棄物収集運搬業にあっては、一般廃棄物の運搬先を明確にできること。

（２） 一般廃棄物処分業（最終処分を除く。）にあっては、一般廃棄物の処分先を明確にできること。

（許可の更新期間）

第 23 条 条例第 35 条第４項に規定する規則で定める期間は、２年とする。

一部改正〔平成 10 年規則 7 号〕

（許可証）

第 24 条 条例第 35 条第６項の規定により交付する許可証は、一般廃棄物収集運搬業許可証（様式第 13 号）又は一般廃棄物処分業許可証（様式第 14 号）とする。

（業の変更の許可）

第 25 条 条例第 36 条第１項の規定により、一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の事業範囲の変更の許可を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業変更許可申請書（様式第 15 号）又は一般廃棄物処分業変更許可申請書（様式第 16 号）を市長に提出しなければならない。

（許可申請書等の記載事項の変更）

第 26 条 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、第 20 条第１項に規定する一般廃棄物収集運搬業許可申請書又は第 21 条第１項に規定する一般廃棄物処分業許可申請書及びその添付書類の記載事項に変更を生じたときは、処理業許可申請書等記載事項変更届（様式第 17 号）を市長に提出しなければならない。

（許可の取消し等）

第 27 条 市長は、条例第 39 条第１項の規定により許可を取り消し、又は事業の全部若しくは一部の停止を命ずるときは、許可取消書（様式第 18 号）又は事業停止命令書（様式第 19 号）により行うものとする。

２ 前項の規定によりその許可を取り消し、又は停止を命じたために損害を及ぼすことがあっても、市長はその責任を負わない。

（許可証の再交付）

第 28 条 条例第 40 条に規定する許可証の再交付を受けようとする者は、許可証再交付申請書（様式第 20 号）を市長に提出しなければならない。

２ き損により前項の申請を行う者は、当該申請書にき損した許可証を添付するものとする。

（業の休止及び廃止届）

第 29 条 一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業を休止し、又は廃止しようとする者は、業の休止・廃止届（様式第 21 号）により市長に届け出なければならない。

（許可証の返還）

第30条　一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに許可証を市長に返還しなければならない。

（１）　一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の事業を廃止したとき。

（２）　条例第39条第１項により許可を取り消されたとき。

（３）　許可の期間が満了したとき。

一部改正〔平成12年規則21号〕

（浄化槽清掃業の許可申請）

第31条　条例第42条第１項の規定により、浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、浄化槽清掃業許可申請書（様式第22号）に環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）第10条第２項に規定する書類を添えて市長に提出しなければならない。

一部改正〔平成12年規則73号〕

（浄化槽清掃業の許可基準）

第32条　浄化槽清掃業の許可の基準は、浄化槽法第36条の規定による。

（浄化槽清掃業の許可証の交付）

第33条　条例第42条第２項の規定により交付する許可証は、浄化槽清掃業許可証（様式第23号）とする。

（浄化槽清掃業の許可証の再交付）

第34条　条例第44条に規定する許可証の再交付を受けようとする者は、許可証再交付申請書（様式第20号）を市長に提出しなければならない。

２　き損により前項の申請を行う者は、当該申請書にき損した許可証を添付するものとする。

（一般廃棄物処理業務実績報告書）

第35条　一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、一般廃棄物の処理に関する前月分の実績を毎月10日までに一般廃棄物処理業務実績報告書（様式第24号）により市長に報告しなければならない。

（浄化槽清掃業務実績報告書）

第36条　浄化槽清掃業者は、浄化槽清掃に関する前月分の実績を毎月10日までに浄化槽清掃業務実績報告書（様式第25号）により市長に報告しなければならない。

（措置命令）

第37条　条例第48条の２第１項の規定による命令は、雑草等除去命令書（様式第26号）により行うものとする。

追加〔平成12年規則21号〕

（立入検査員証）

第38条　条例第50条第２項に規定する身分を示す証明書は、立入検査員証（様式第27号）によるものとする。

追加〔平成12年規則21号〕

（技術管理者の資格）

第39条　条例第50条の２に規定する規則で定める技術管理者の資格は、次のとおりとする。

（１）　技術士法（昭和58年法律第25号）第２条第１項に規定する技術士（化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第２次試験に合格した者に限る。）

（２）　技術士法第２条第１項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であって、１年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

（３）　２年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者

（4） 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。次号において同じ。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程において衛生工学（旧大学令に基づく大学にあっては、土木工学。次号において同じ。）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（5） 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（6） 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学（旧専門学校令に基づく専門学校にあっては、土木工学。次号において同じ。）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（7） 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（8） 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）に基づく中等学校において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（9） 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

追加〔平成24年規則31号〕

（委任）

第40条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

一部改正〔平成12年規則21号・24年31号〕

附　則

この規則は、平成5年7月1日から施行する。

附　則（平成6年7月19日規則第30号）

この規則は、平成6年7月20日から施行する。

附　則（平成9年6月27日規則第22号）

この規則は、平成9年7月1日から施行する。

附　則（平成10年3月20日規則第7号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附　則（平成12年3月31日規則第21号）

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第14条の改正規定、第16条の次に3条を加える改正規定及び様式第7号の次に1様式を加える改正規定は、平成12年8月1日から施行する。

2 この規則による改正後の三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則第14条及び第16条の2から第16条の4までの規定は、平成12年9月1日（以下「適用日」という。）以後に

収集、運搬及び処分を行う事業系一般廃棄物の排出について適用し、適用日前に収集、運搬及び処分を行う事業系一般廃棄物の排出については、なお従前の例による。

附　則（平成 12 年６月 30 日規則第 55 号）

１　この規則は、平成 12 年７月１日から施行する。

２　この規則の施行の際、この規則による改正前の三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則の規定により調製された様式類で、現に残存するものについては、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

附　則（平成 12 年 12 月 20 日規則第 73 号）

この規則は、平成 13 年１月６日から施行する。

附　則（平成 13 年３月 26 日規則第８号）

この規則は、平成 13 年４月１日から施行する。

附　則（平成 13 年 10 月 15 日規則第 39 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成 13 年 11 月５日規則第 42 号）

この規則は、平成 13 年 12 月１日から施行する。

附　則（平成 14 年５月 22 日規則第 44 号）

１　この規則は、平成 14 年 10 月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

２　この規則による改正後の三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則第 16 条の２、第 18 条第４項、別表及び様式第９号の２の規定は、施行日以後に処理の申込みのあった粗大ごみの排出について適用し、施行日前に処理の申込みのあった粗大ごみの排出については、なお従前の例による。

附　則（平成 15 年３月 26 日規則第９号）

１　この規則は、平成 15 年４月１日から施行する。

２　この規則の施行の際、この規則による改正前の三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則の規定により調製された様式類で、現に残存するものについては、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

附　則（平成 15 年９月 29 日規則第 46 号）

この規則は、平成 15 年 10 月１日から施行する。

附　則（平成 16 年９月 16 日規則第 45 号）

この規則は、平成 16 年 10 月１日から施行する。

附　則（平成 17 年３月 31 日規則第 10 号）

この規則は、平成 17 年４月１日から施行する。

附　則（平成 18 年９月 14 日規則第 63 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成 20 年 10 月１日規則第 37 号）

１　この規則は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

２　この規則による改正後の三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則の規定は、施行日以後に処理の申込みのあった粗大ごみの排出について適用し、施行日前に処理の申込みのあった粗大ごみの排出については、なお従前の例による。

附　則（平成 21 年３月 31 日規則第９号）

この規則は、平成 21 年 10 月１日から施行する。

附　則（平成 22 年９月 15 日規則第 37 号）

１　この規則は、公布の日から施行する。

２　この規則の施行の際、この規則による改正前の三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則の規定により調整された様式類で、現に残存するものについては、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

附　則（平成 24 年７月 31 日規則第 27 号）

この規則は、平成 24 年 10 月１日から施行する。

附　則（平成 24 年 10 月 10 日規則第 31 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成 27 年３月 23 日規則第 13 号）

１　この規則は、公布の日から施行する。

２　この規則の施行の際、この規則による改正前の三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則の規定により調製された様式類で、現に残存するものについては、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

附　則（令和２年９月４日規則第 51 号）

１　この規則は、公布の日から施行する。

２　この規則の施行の際、この規則による改正前の三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則の規定により調製された様式類で、現に残存するものについては、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

附　則（令和２年 12 月 23 日規則第 64 号）

（施行期日）

１　この規則は、令和３年 10 月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正後の三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則の規定は、施行日以後に処理の申込みのあった家庭系廃棄物の排出について適用し、施行日前に処理の申込みのあった家庭系廃棄物の排出については、なお従前の例による。

３　この規則の施行前にこの規則による改正前の三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）第 18 条第４項及び旧規則様式第９号の２の規定により交付を受けた三鷹市粗大ごみ処理券（以下「旧三鷹市粗大ごみ処理券」という。）の使用等については、なお従前の例による。

４　この規則の施行の際、現に旧三鷹市粗大ごみ処理券の交付を受けた者は、その券面額の総額と等しくなる新規則第 18 条第４項及び新規則様式第９号の２の規定による三鷹市粗大ごみ処理券と交換することができる。

附　則（令和３年９月 29 日規則第 39 号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和３年 10 月１日から施行する。

附　則（令和５年９月 29 日規則第 54 号）

この規則は、令和５年 10 月１日から施行する。

別表第１（第 11 条、第 16 条の２関係）

粗大ごみ対象品目及び一般廃棄物処理手数料

番号	品目	手数料（円）
電気・ガス・石油器具		
1	アンテナ（チューナーを除く。）	200

2	オーディオ機器（単体のもの。カラオケ演奏装置及びスピーカーを除く。）	200
3	ステレオミニコンポーネントセット（幅が 50cm 以下のもの）	200
4	ステレオミニコンポーネントセット（幅が 50cm を超え 90cm 以下のもの）	400
5	ビデオデッキ・DVD デッキ	200
6	ラジオカセットレコーダー	200
7	加湿器	200
8	空気清浄機	200
9	炊飯器	200
10	ホットプレート	200
11	照明器具（シャンデリアを除く。）	200
12	除湿器	200
13	扇風機	200
14	掃除機	200
15	ストーブ	200
16	ファンヒーター	200
17	ガステーブル・ガスコンロ	200
18	電子レンジ	400
19	ミシン（卓上型のもの）	400
家具・寝具		
1	いす（ソファー等を除く。）	200
2	座いす（1 人用のもの）	200
3	ソファー（1 人用のもの）	400
4	ソファー（2 人用のもの）	800
5	ソファー（3 人用以上のもの）	1,200
6	鏡台・ドレッサー・三面鏡（高さが 90cm 以下のもの。いすを除く。）	200
7	こたつ	200
8	カーペット・じゅうたん（広さが 2 畳を超え 6 畳以下のもの。ウッドカーペット等を除く。）	400
9	ござ（広さが 2 畳を超えるもの）	200
10	アコーディオンカーテン	200
11	ブラインド	200
12	机（両袖机及びいすを除く。）	600
13	テーブル・座卓・こたつ（最大辺が 90cm 以下のもの）	200
14	テーブル・座卓・こたつ（最大辺が 90cm を超え 180cm 以下のもの）	400
15	テーブル・座卓・こたつ（最大辺が 180cm を超えるもの）	600
16	箱物家具（3 辺の和が 195cm 以下のもの）	200
17	箱物家具（3 辺の和が 195 ㎝を超え 240cm 以下のもの）	400
18	箱物家具（3 辺の和が 240 ㎝を超え 330cm 以下のもの）	600
19	箱物家具（3 辺の和が 330cm を超えるもの）	1000
20	布団	200

21	マットレス	200
22	シングルベッド（ベッドマットを除く。）	600
23	パイプベッド（ベッドマットを除く。）	600
24	セミダブルベッド（ベッドマットを除く。）	600
25	ダブルベッド（ベッドマットを除く。）	1000
26	ベッドマット（シングル・セミダブル用）	400
27	ベッドマット（ダブル用）	600
事務機器		
1	コピー機（高さが 60cm 以下のもの）	400
2	シュレッダー（高さが 60cm 以下のもの）	200
3	スキャナ（最大辺が 60cm 以下のもの）	200
4	ファクシミリ付電話	200
5	ファクシミリ（重さが 10kg 以下のもの）	200
6	プリンター（重さが 10kg 以下のもの）	200
7	ワードプロセッサー	200
趣味・スポーツ・レジャー用品		
1	額縁・キャンバス	200
2	ギター（ケースを含む。）	200
3	楽器用スピーカー	400
4	キーボード（卓上型のもの）	200
5	クーラーボックス	200
6	ゴルフ用品（単品のもの）	200
7	スキー用品（単品のもの）	200
子供・乳児用品		
1	一輪車	200
2	三輪車	200
3	チャイルドシート	200
4	ベビーカー	200
5	ベビーバス	200
6	ベビーベッド（ベッドマットを除く。）	400
7	ベビーラック	200
8	ベッドマット	200
その他		
1	板類（1 束）	200
2	鏡・姿見（最大辺が 90cm 以下のもの）	200
3	かご類	200
4	かばん類	200
5	ごみ箱	200
6	自転車（タイヤ径が 18 インチ以下のもの。電気式を除く。）	200
7	自転車（タイヤ径が 18 インチを超えるもの。電気式を除く。）	600

8	シルバーカー	200
9	すのこ	200
10	物干しざお	200
11	物干し（室内用のもの）	200
12	よしず、すだれ	200

備考

1　この表において「最大辺」とは、粗大ごみの最も長い１辺をいう。

2　この表は、最大辺が 40 ㎝以上のものについて適用する。

3　最大辺が 200 ㎝を超え、又は重量が 60 ㎏を超えるものにあっては、解体又は切断をした状態で排出するものとする。

4　この表に掲げる品目であっても、通常の重量、形状等を著しく逸脱する場合は、その重量、形状等を考慮し、市長が定める手数料とする。

5　この表に掲げる品目以外の品目の手数料は、その重量、形状等を考慮し、この表に掲げる品目に準じて市長が定める手数料とする。

全部改正〔平成 20 年規則 37 号〕、一部改正〔平成 21 年規則９号〕

別表第２（第 19 条関係）

対象世帯	指定収集袋の枚数
（１）　生活保護法の扶助を受ける者の属する世帯	100 枚
（２）　児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 283 号）の児童扶養手当の支給を受ける者の属する世帯	100 枚
（３）　特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）により特別児童扶養手当の支給を受ける者の属する世帯	100 枚
（４）　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第 30 号）の扶助を受ける者の属する世帯	100 枚
（５）　国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）の規定により老齢福祉年金の支給を受ける世帯	100 枚
（６）　75 歳以上の者のみの世帯で収入が年金のみの収入又は収入のない世帯	100 枚
（７）　身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）の規定による身体障害者手帳を所持する者（障がいの程度が１級又は２級と記載されたものに限る。）が属し、かつ、市区町村民税が非課税の世帯	100 枚
（８）　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）の規定による精神障害者保健福祉手帳を所持する者（障がいの程度が１級又は２級と記載されたものに限る。）が属し、かつ、市区町村民税が非課税の世帯	100 枚
（９）　東京都知事の定めるところにより交付された愛の手帳を所持する者（障がいの程度が１度又は２度と記載されているものに限る。）が属し、かつ、市区町村民税が非課税の世帯	100 枚

備考

1　指定収集袋の枚数は、１世帯につき１年当たりの枚数とし、市長が決定する免除の期間における月数に応じてあん分して得た枚数を交付する。この場合において、当該あん分して得た枚数に１未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2　指定収集袋の種別は、原則として１人世帯はＳ袋、５人以上の世帯はＬ袋、それ以外の世帯はM袋とする。

3　世帯の区分が重複する場合については、１区分の枚数を交付する。

4　「市区町村民税が非課税」とは、手数料の減免の申請時における世帯の課税状況によるものとする。

追加〔平成 21 年規則９号〕

３　三鷹市公衆トイレ条例

昭和 47 年３月 28 日条例第 10 号

改正　昭和 57 年 12 月 13 日条例第 41 号　昭和 58 年 12 月 20 日条例第 28 号

平成 28 年９月 15 日条例第 23 号

（目的）

第１条　この条例は、三鷹市が設置する公衆トイレに関し必要な事項を定めるものとする。

（名称および位置）

第２条　公衆トイレの名称および位置は、別表のとおりとする。

（行為の禁止）

第３条　公衆トイレにおいて、次に掲げる行為をしてはならない。

（１）　公衆トイレを破損し、又は汚損すること。

（２）　公衆トイレへごみその他廃棄物等を投棄すること。

（３）　その他公衆の利用に迷惑を及ぼすこと。

（委任）

第４条　この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

付　則

この条例は、市規則で定める日から施行する。

付　則（昭和 57 年 12 月 13 日条例第 41 号）

この条例は、公布の日から施行する。

付　則（昭和 58 年 12 月 20 日条例第 28 号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

付　則（平成 28 年９月 15 日条例第 23 号）

この条例は、平成 28 年 11 月１日から施行する。

別表

名称	位置
三鷹駅南口公衆トイレ	三鷹市下連雀三丁目 46 番２号
三鷹台駅前公衆トイレ	三鷹市井の頭二丁目１番 20 号